

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
1	質問	維持管理業務	2	第1	1	(4)	2)	維持管理業務において、維持管理業務従事者が本施設に常駐する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	質問	設計・施工の事業期間	3	第1	1	(6)		雨水ポンプ場供用開始期限の令和7年度末から建設工事完了予定の令和9年3月31日まで1年間あります。その期間で、既設雨水幹線（蟹川雨水幹線）の吐口築造工、雨水ポンプ場の場内整備工の施工を想定されているのでしょうか。	本事業に係る設計・施工期間は、工期短縮における技術提案の期限としています。このことを踏まえ、前者の供用開始時期は、令和8年3月31日までに供用開始する技術提案を行ってください。後者については、供用開始に影響を与えない工事内容に対して1年間の猶予があると考えてください。本市が想定している工事内容は、場内整備等です。
3	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	1)	供用開始及び契約期間は、工期短縮における技術提案の期限とするとありますが、採用された落札者の技術提案でしょうか。	各入札参加者が提案する技術提案の期限となります。
4	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	1)	ポンプ場として機能させる為の電気設備工事工期は令和8年3月31日でしょうか。また、供用開始の1年後が契約完了日になっていますが、どのようなお考えかご教示下さい。	No.2の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
5	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	1)	建設工事完了は令和9年3月31日までに對して、ポンプ場供用開始は令和7年度末までとなっていますが、約1年間はどのような工事を想定されているかご教示ください。	No. 2の回答を参照ください。
6	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	1)	建設予定地はいつから工事が可能になるかまた、どのような状態で事業者に引渡されるかご教示ください。	事業用地（ポンプ場用地及び放流渠等用地）は、令和2年度に既存施設の撤去等を行った後、令和3年度当初に事業者に引き渡す予定です。
7	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	2)	新設する雨水ポンプ場の維持管理期間は、令和7年度末までの供用開始から令和28年3月31日までの間のおおむね20年間、とされていますが、供用開始日にかかわらず事業終了は令和28年3月31日という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	質問	事業期間（維持管理期間）	3	第1	1	(6)	2)	「雨水ポンプ場の維持管理期間は供用開始から令和28年3月31日までの間のおおむね20年間」とのことですが、雨水ポンプ場の供用開始が工期短縮における技術提案に基づき、令和7年度末より早くなる場合、維持管理期間の終了時期も同様に早まると考えてよろしいでしょうか。	維持管理の終了時期は、令和28年3月31日で変更ありません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
9	質問	事業期間	3	第1	1	(6)	2)	施工期間が短縮した場合は、維持管理期間の延長は必要でしょうか。 また、維持管理期間の延長に合わせた業務計画や見積が必要でしょうか。	設計・施工の建設工事の完了日と維持管理の供用開始は、事業者ごとの技術提案によると考えています。このため、事業者提案により建設工事の工期短縮を提案される場合には、維持管理期間が長くなります。 技術提案では、上記を踏まえた設計・施工期間、維持管理期間、維持管理計画を提案してください。
10	質問	本事業に係る維持管理期間	3	第1	1	(6)	2)	技術提案で供用開始時期を前倒して提案した場合でも、維持管理期間は令和28年3月31日まででしょうか。それとも、供用開始後20年間でしょうか。	No.7の回答を参照ください。
11	質問	設計・施工業務の支払い	3	第1	1	(7)		市が設定する年度毎の支払限度額は、公告時に公表頂けますでしょうか。	年度ごとの支払限度額は、公表しません。
12	質問	事業者への支払い	3	第1	1	(7)		出来高支払い限度額について、事業者提案によって工期短縮可能な場合、貴市予定の支払い限度額上限は変更いただけると考えて宜しいでしょうか。	各年度の支払限度額は契約締結時に決定します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
13	意見	事業者への支払い	3	第1	1	(7)		「本市は、維持管理業務に対して各年度に1回支払いを行うことを予定している。」とありますが、P. 25の契約構造図にあります「維持管理業務委託契約形態」において、プラントメーカーから維持管理企業等への下請契約となると、役務提供（労務費）のためプラントメーカーから維持管理企業等への支払いは毎月おこなう必要があると考えます。（下請法への抵触の可能性も考えられます。）支払い方法の見直し或いは契約構造図の見直しを要望します。	入札公告時に示します。
14	意見	設計・施工業務費	3	第1	1	(7)	1)	設計・施工業務費については、最低賃金の改定や労働者不足などによる労務単価の上昇と建設需要増加による資機材単価の上昇傾向が顕著となっております。施設整備業務について労務、資機材ともに全体・単品・インフレの各物価スライド条項を設けていただき、柔軟に協議に応じていただきますようお願いいたします。	入札公告時に示す工事請負契約書（案）に示します。
15	質問	事業者への支払い	3	第1	1	(7)	1)	前払金の有無と、「有」の場合の割合についてご教示ください。	設計・施工は、前払金を支払うことを予定しています。 詳細は入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
16	質問	事業者への支払い	3	第1	1	(7)	1)	各年度内の出来高払いの回数についてご教示ください。	出来高払いの回数の指定はありません。
17	質問	事業者への支払い	3	第1	1	(7)	1)	事業者(工事請負業者)への支払いは、前払い金、中間前払い金は設定されるのでしょうか。	工事請負契約において、前払金及び中間前金を予定しています。詳細は入札公告時に示します。
18	意見	事業者への支払い	3	第1	1	(7)	2)	「維持管理業務に対して各年度に1回支払いを行うことを予定している。」とありますが、維持管理費には、人件費など事業者が月ごとに支払う経費なども含まれるものと思料します。事業への参加機会を増やすためにも、立替に伴う金利負担等を軽減するため、支払回数の増加をご検討いただけませんか。	No. 13の回答を参照ください。
19	意見	維持管理業務費	3	第1	1	(7)	2)	維持管理業務費については、人件費相当について、最低賃金の改定や労働者不足などに伴い上昇傾向が顕著となっております。実勢を反映したサービス対価の改定基準を設けていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
20	意見	事業者への支払い	3	第1	1	(7)	2)	維持管理業務の支払い回数を「各年度に1回」ではなく、毎月払いを要望します。	No. 13の回答を参照ください。
21	質問	設計・施工の事業期間	3	第1	1	(6)		施設の供用開始は施設引渡日の翌日となるのでしょうか。その場合、設備の試運転、供用準備は施工期間、維持管理期間のどちらに含まれるのでしょうか。	試運転は、本施設の供用開始までに行うことを要求水準書で規定しています。このため、試運転及び供用準備は、施工期間に含まれます。
22	質問	設計・施工に係る事業費	4	第1	1	(9)		維持管理費に関する事業費の限度額は、公告時に提示されますか。	維持管理に関する事業費の限度額は、公表を行わない予定です。
23	質問	事業費の限度額	4	第1	1	(9)		事業費限度額は、設計・施工及び維持管各々に区分して公告時に提示されるとの理解で良いのでしょうか。	設計・施工に係る事業費限度額は、入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
24	質問	事業費	4	第1	1	(9)		事業費の限度額は公告時に示すと記載がありますが、公告時とは令和2年7月1日の予定されている入札公告時点と解釈して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	質問	事業費	4	第1	1	(9)		設計・施工に係る事業費は、各工種ごとに示されますでしょうか。また、事業費算出根拠は明示いただけますでしょうか。	設計・施工に係る事業費は、総額で公表する予定です。
26	質問	総合評価一般競争入札方式とWTO政府調達協定適用	5	第2	1			WTOの対象事業との事ですが、最低制限価格を設定することを検討頂けないでしょうか。	最低制限価格は設定しません。
27	質問	事業者の募集及び選定の方法	5	第2	1			「事業者の選定に当たっては(中略)優れた技術提案に基づき予定価格を決める技術提案評価型」とありますが、「技術提案評価型」は神戸市総合評価ガイドライン、神戸市総合評価落札方式実施要領に記載のどの型式(WTO型、標準型、簡易型)に該当しますか。	WTO型です。ただし、評価項目及び配点は、入札公告時の落札者決定基準(案)に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
28	質問	事業者の募集及び選定の方法	5	第2	1			上記該当が無い場合、「技術提案評価型」の内容をご教示下さい。	No. 27の回答を参照ください。
29	確認or質問	事業者の募集及び選定の方法	5	第2	1			事業者の選定に当たっては『「総合評価一般競争方式」における優れた技術提案に基づき予定価格を決める「技術提案評価型」を採用』とありますが、技術審査で最も評価の高い応募者の見積価格が予定価格となるという事で良いでしょうか。	総合評価委員会の委員意見により決定します。
30	質問	予定価格	5	第2	1			優れた技術提案に基づき予定価格を決めると記載がありますが、限度額と予定価格の関係性をご教示下さい。 また、複数社の技術提案があった場合、予定価格は最も安価な見積額を採用するのか、最も良い提案を行った入札参加者の見積額を採用するのかご教示ください。 また、その際の査定の考え方についてもご教示下さい。	No. 29の回答を参照ください。 なお、予定価格の査定方法については、提示できません。
31	意見	募集及び選定スケジュール	6	第1	2			落札者決定から基本協定及び工事請負契約の締結までの期間が短く、十分な協議ができな いと思慮いたします。スケジュールの見直しを要望します。	ご意見として承りますが、契約の締結は令和2年度末を予定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
32	意見	事業スケジュール：資格審査関連に関する質疑の回答	6	第2	2			資格審査関連に関する質疑に対する回答の公表(令和2年7月22日)から資格審査書類の受付締切日(7月29日)まで1週間しか期間がありません。個別質疑に対して回答頂けるよう配慮をお願い致します。	ご意見として承ります。
33	意見	事業スケジュール：現地調査・説明会の開催	6	第2	2			現地調査(視察)・説明会の開催について、出来れば入札公告前、難しければ入札公告後早い段階で開催して頂くようお願い致します。	現場説明会は実施しない予定です。
34	質問	(募集及び選定スケジュール)事業者ヒアリング	6	第2	2			資格審査結果通知(令和2年8月7日)の後でも、事業者は技術提案書・見積の提出を辞退できるという理解でよろしいでしょうか。	辞退可能です。詳細は入札公告時に示します。
35	質問	(募集及び選定スケジュール)事業者ヒアリング	6	第2	2			「技術提案内容に対する事業者ヒアリング」(令和2年10月28日)とは、どのような形式で行われるのでしょうか。例えば、質問内容を事前に教えていただくのかどうか、など。	詳細は入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
36	意見	(募集及び選定スケジュール) 技術対話	6	第2	2			技術対話(令和2年11月25日)結果に基づく技術提案書及び見積書改善検討期間が短期間となっています。十分な改善検討期間の確保への配慮をお願い致します。	ご意見として承ります。
37	質問	(募集及び選定スケジュール) 事業者ヒアリング	6	第2	2			「見積書に対する事業者ヒアリング」(令和3年2月3日)とは、どのような形式で行われるのでしょうか。例えば、質問内容を事前に教えていただくのかどうか、など。	入札公告時に示します。
38	質問	(募集及び選定スケジュール) 技術審査の結果の通知	6	第2	2			技術審査の結果の通知(令和3年2月26日)において、審査内容はどの程度まで公表されるのでしょうか。	本市の技術審査を経て、入札参加資格の有無のみを通知します。
39	確認or質問	募集及び選定スケジュール	6	第2	2			令和3年2月26日の「技術審査の結果の通知」は、通知のみでしょうか、公表されるのでしょうか。また、通知のみの場合、他応募者の結果も通知されるのでしょうか。	通知のみです。 また、他の入札参加者の結果は、通知しません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
40	質問	募集および選定スケジュール	6	第2	2			非常事態宣言が発令され、兵庫県も5/6まで緊急事態措置が実施されています。この緊急事態措置が解除されない場合は、事業者側の作業スケジュールにも支障をきたします。5/7に緊急事態措置が解除されない場合の貴市のスケジュールの考え方をご教示下さい。	契約の締結は令和2年度末を予定しています。
41	意見	スケジュール	6	第2	2			見積書と技術提案書を同時期に提出するスケジュールとなっておりますが、平成27年に公告された魚崎ポンプ場改築更新事業(第1期)の入札では、再技術提案書提出時に提出することとなっております。 見積期間確保の為、見積書提出期間を魚崎ポンプ場同様に再技術提案書提出時としていただきたいと考えます。	ご意見として承ります。
42	意見	募集及び選定スケジュール	6	第2	2			資格審査関連に関する質疑に対する回答の公表から資格審査書類の受付締切りまでの期間が1週間となっており、技術提案書及び見積書の提出の締切りまでの期間が2ヶ月程度となっております。入札公告以降、参加グループの組成及び技術提案書・見積書の作成を上記期間で行うのは困難ではないでしょうか。なお、貴市より平成27年7月に公告された「魚崎ポンプ場改築更新事業(第1期)」の入札説明書では、見積書の提出は再技術提案書の提出時となっております。適正な見積期間確保のため、見積書の提出は改善技術提案書の提出時としていただきますようスケジュールの見直しを要望します。	ご意見として承ります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
43	質問	募集及び選定スケジュール	6	第2	2			入札公告以後、資格審査関連に関する質疑に対する回答の公表から資格審査書類の受付締切りまでの期間が1週間となっていますが、この期間で参加グループの組成を行うには非常にタイトなスケジュールと感じます。現在公表されています「(1)入札参加者の構成、(2)入札参加者の参加要件、(3)各業務における入札参加資格要件」に変更は生じないものという理解で宜しいでしょうか。	実施方針(案)の第2の3項に示す入札参加者の備えるべき入札参加資格要件については、一部条件を変更します。詳細は、後日公表します。
44	質問	募集及び選定スケジュール	6	第2	2			技術提案内容に対するヒアリングと技術対話が別日程で設定されている一方、P.14 4入札参加者の審査及び選定(3)選定方法3(P14)には技術提案のヒアリングに併せて技術対話を行い、となっています。ヒアリングと技術対話の具体的な内容をご教示ください。	入札公告時に示します。
45	質問	募集及び選定スケジュール	6	第2	2			技術提案書の提出と同時に見積書の提出が求められ、それとは別で入札書の提出が求められています。ここで記載されている「見積書」或いは「改善見積書」とはどのような位置付けの見積書でしょうか。予定価格設定のための見積書或いは改善見積書でしょうか。また、入札書の金額は、上記見積書或いは改善見積書に提示する金額の制限を受けるのでしょうか。(例：見積書 \geq 入札書)	見積書又は改善見積書は、予定価格設定のために徴収するものです。入札書の金額は、見積書及び改善見積書に制限を受けません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
46	質問	入札参加者の構成	7	第2	3	(1)	①	「入札参加者は、単独企業、又は特定建設工事共同企業体」とありますが、特定建設工事共同企業体の構成員数に制限は無いと考えてよろしいでしょうか。	構成員の数は、2社から4社を予定しています。詳細は入札公告時に示します。	
47	質問	入札参加者の構成	7	第2	3	(1)	2)	②	設計・施工期間の代表企業に求められる要件があればご教示ください。	設計・施工期間の代表企業に求められる要件は、実施方針(案)に示す入札参加資格要件から変更を行う予定はありません。
48	質問	入札参加者の構成	7	第2	3	(1)	③		本事業の設計を行う企業は、2社以上で構成することは可能でしょうか。	可能です。
49	質問	参加要件	7	第2	3	(1)	③		JV構成員として、設計を行う企業を含めると記載がありますが、P11では設計委託の場合も想定されておられます。設計委託の場合、JV構成員に設計企業を含める必要があるでしょうか。	設計業務の全部又は大部分についての一括した委託を行う場合は、設計企業として本事業の構成企業としてください。設計業務の一部分を再委託する場合には、設計を自ら行う企業の下請けとして委託することは可能です。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
50	質問	入札参加者の構成	7	第2	3	(1)	⑥	「維持管理業務においては、先に定めた代表企業を変更することを許容する。～」と記載されていますが、代表企業の変更後に元の代表企業が企業体から離脱することは認められるのかご教示ください。	維持管理業務委託契約に係る代表企業の変更に関しては、条件を変更します。詳細は、後日公表します。
51	質問	入札参加者の構成	7	第2	3	(1)	⑥	維持管理業務において代表企業を変更する場合は、本事業の施工、維持管理を担う企業の中から選定すること」とのことですが、「施工を担う企業」、または「維持管理を担う企業」の中から選定すると考えてよろしいでしょうか。	No. 50の回答を参照ください。
52	質問	入札参加者の構成	7	第2	3	(1)	⑦	「維持管理業務の契約行為は、代表企業が行う」とのことですが、16頁で契約締結は雨水ポンプ場の供用開始日の3カ月前までとございます。この場合の契約行為を行う代表企業は、⑥に記載の維持管理業務における代表企業でよろしいでしょうか。	No. 50の回答を参照ください。
53	質問	入札参加者の備えるべき入札参加者の参加資格要件	7	第2	3	(1)	⑦	「維持管理業務の契約行為は、代表企業が行うこととする。」とありますが、契約者が代表企業1社となるということでしょうか。それとも、維持管理を複数企業で行う場合は当該グループより代表企業を定め、その代表者が契約手続きを代表して行うという意味でしょうか。	維持管理業務を実施する者は、単独又は複数の構成企業での参加を認めていますので、前者、後者の場合も想定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
54	質問	入札参加要件	7	第2	3	(1)	⑧	”入札参加者を構成する構成企業のいずれかが、他の入札参加者の構成企業となることはできない”とありますが、下請契約としての維持管理企業(協力企業)は他の応募グループの協力企業として参加可能でしょうか。	協力企業も構成企業と同様に、他の入札参加者の下請契約として参加することはできません。	
55	質問	入札参加者の参加要件	8	第2	3		②～⑥	「②代表企業及び構成企業は、以下の条件を満たすこと」とし、「ア)令和2・3年度・・・」とのことですが、「以下の条件」には、ア)に加えて、③～⑥も該当すると考えてよろしいでしょうか。	代表企業及び構成企業は、①から⑥の条件を満足する必要があります。	
56	質問	各業務における入札参加資格要件	9	第2	3	(3)	1)	②ウ ③ウ	「共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない」とのことですが、共同企業体の代表企業を担った工事は、施工実績の対象とお認めいただけるでしょうか。	施工実績として認めます。
57	意見	アドバイザー業務等の受託者	9	第2	3	(2)	⑨	アドバイザー業務受託者として記載されている企業その他、参考図書として開示されている本入札に係わる基本計画、基本設計業務受託企業についても、公平性、競争性確保の観点から、入札参加は制限されるべきと思料致します。	ご意見として承ります。	

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
58	質問	各業務における入札参加資格要件	9	第2	3	(3)	1)	①共通アに「～、各工事を担当する構成企業が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること。」とありますが、当該工事期間中ということは、例えば土木・建築工事のみが工事期間中であって機械・電気設備工事は工事期間中でない場合は、機械・電気設備工事を担当する構成企業については主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	質問	参加要件	9	第2	3	(3)	1)	施工業者が配置する技術者(主任技術者又は監理技術者)の施工実績は求められないということで良いでしょうか。	施工実績は、企業の実績を求めるものです。
60	質問	参加要件	9	第2	3	(3)	1)	① 通常のプラント工事同様、主任技術者又は監理技術者の設置について機器製作期間と現地施工期間に区分し別の者を配置することは問題ないでしょうか。 設計期間中は他案件と兼務は可能でしょうか。 また、現場代理人は工種毎での配置が必要でしょうか。	通常のプラント工事同様、主任技術者又は監理技術者の設置については、機器製作期間と現地施工期間に区分し、別の者を配置することが可能です。 設計期間中は、主任技術者と監理技術者は兼務が可能です。 現場代理人は、代表者1名を配置してください。
61	質問	参加要件	9	第2	3	(3)	1)	① 現場工事を短期間実施し、その後長期間機器製作期間を経て再度現場工事に入る場合が想定されます。 その場合の技術者配置は実態に応じて現場で施工する期間についてのみ現地施工期間の技術者を、それ以外の期間には機器製作期間の技術者を配置するものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
62	質問	各業務における入札参加資格要件	9	第2	3	(3)	1)	①ア	「各工事を担当する構成企業が当該工事期間中に主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること」とのことですが、この場合の当該工事期間中とは各構成企業が担当する工事の現場施工期間を指し、設計期間、工場製作期間は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	質問	参加要件	10	第2	3	(3)	1)	④	(ア)(イ)に自社で製作したものに限るとの記載がございます。 「自社で製作した」の定義としては通常の神戸市殿一般競争入札での参加要件同様に、「自社にて設計・製作・試験を一貫して行ったもの」と解釈として良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	質問	各業務における入札参加資格要件	10	第2	3	(3)	2)		①アに「一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること。」とありますが、当該資格については建築業務にかかる資格かと考えます。建築業務を担当する企業から配置するという理解で宜しいのでしょうか。	施工を行う企業のうち、建築工事を担う企業に一級建築士の資格を有する者を配置することを要件としています。
65	意見	参加要件	10	第2	3	(3)	2)	①	一級建築士の資格を求められていますが、対象は建築を行う参加者についての要求と解釈して良いですか。 当社の業種は「電気」ですが一級建築士の資格は不要と考えますし、有資格者は不在ですので要件から除外していただきたくご検討お願いします。	No. 64の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
66	意見	参加要件	10	第2	3	(3)	2)	①	管理技術者、主任技術者、照査技術者の専任性についての記載が無く、本件に専任である必要はないと考えますが問題ないでしょうか。 資格保有者数が少数であり、本事業専任となると他業務への影響も懸念されることから他事業との兼務可としていただきたいと考えます。	設計に係る管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者は、専任の必要はありません。
67	質問	各業務における入札参加資格要件	10	第2	3	(3)	2)	①ア	「一級建築士の資格を有する者を当該設計に配置できること」とのことですが、「1) 工事を実施するもの①共通」に示す各工事を担当する各構成企業のうち、いずれかの企業から1名を配置することによろしいでしょうか。	本事業の設計を行う企業から選任してください。
68	質問	設計業務を実施する者	10	第2	3	(3)	2)	①イ	管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者を配置できることとありますが、他業務との兼務が可能ということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	質問	参加要件	10	第2	3	(3)	2)	①イ	管理技術者、設計主任技術者、照査技術者は本件の専任でなくてもよろしいでしょうか。	本件の専任の必要はありません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
70	質問	各業務における入札参加資格要件	11	第2	3	(3)	2)	管理術者、主任技術者、照査技術者は本件に専任で配置する必要はないと考えますが宜しいでしょうか。	No. 66の回答を参照ください。
71	質問	建設コンサルタントに設計を委託する場合	11	第2	3	(3)	3)	2社以上の建設コンサルタントに設計を委託することは可能でしょうか。 可能である場合、第2-3-(3)-3)-①から⑥の条件のうち、全ての建設コンサルタントが満たすべき条件並びに1社が満たせば足りる条件をご教示ください。	設計を自ら行う場合において、設計業務の全部又は大部分ではない一部の業務範囲を2社以上の建設コンサルタントに設計委託を行うことは可能です。 設計業務の全部又は大部分を委託する場合には、設計を行う企業として構成企業に含めてください。また、2社以上の建設コンサルタントに委託する場合には、①は全ての建設コンサルタントが満たすべき条件、⑤は統括する建設コンサルタントが満たすべき条件、②、③、④、⑥は、設計内容に応じて個々の建設コンサルタントが満たすべき条件となります。
72	質問	各業務における入札参加資格要件	11	第2	3	(3)	3)	建設コンサルタントに設計を委託する場合、当該建設コンサルタントは本事業の入札参加者として特定建設工事共同企業体の構成企業となることは必須でしょうか。構成企業ではなく下請け等の協力企業となることは可能でしょうか。	No. 49の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
73	質問	入札参加資格要件：建設コンサルタントへの委託	11	第2	3	(3)	3)	③、④	建設コンサルタントに設計を委託する場合、③ポンプ場の実施設計業務実績、及び④シールド工事等の実施設計実績は、同一企業が保有する必要がありますか。(③、④を別の企業に委託してよいでしょうか。)	No. 48とNo. 71の回答を参照ください。
74	質問	業務の履行実績	11	第2	3	(3)	3)	④	実施設計業務の履行実績は、詳細設計に限るものであり、基本設計は含まれないという認識で良いでしょうか。	実施設計業務の履行実績は、実施設計（基本設計）又は実施設計（詳細設計）のいずれも該当します。
75	質問	入札参加資格要件：建設コンサルタントへの委託	11	第2	3	(3)	3)	④	例えば、ポンプ場の実施設計とシールド工事に係る実施設計に分けた場合の履行実績は、それぞれの工種において記載の実績があればよろしいのでしょうか。	No. 71の回答を参照ください。
76	質問	入札参加資格要件：建設コンサルタントへの委託	12	第2	3	(3)	3)	⑥	⑥の一級建築士の資格を有する者は、施工を行う企業から配置してもよろしいのでしょうか。	設計の主たる部分を委託する場合は、建設コンサルタントが配置、設計の主たる部分以外を委託する場合は、構成企業が配置してください。また、併せて、No. 67の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
77	質問	各業務における入札参加資格要件	12	第2	3	(3)	4)	本記述と25頁目の契約構造図とは整合性が取れていないと思います。25頁目の契約構造図は一例であり、維持管理業務に係る代表企業は①～③の要件を満たす「施工を担う企業」もしくは「維持管理を担う企業」であるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務を行う代表企業については、No. 50の回答を参照ください。また、併せて25頁の契約構造図についても変更を行います。詳細は、後日公表します。
78	意見	選定方法	13	第2	13	(3)		落札者選定基準について、本事業は、長期間に渡る大きなプロジェクトであり、事業者たる企業の実績や信用度なども選定基準に加えて頂きたい。	ご意見として承ります。
79	質問	落札者選定基準	13	第2	4	(2)		落札者選定基準の価格は、①設計・施工費と②維持管理費の合算で評価ということでしょうか。	入札公告時に示します。
80	質問	落札者選定基準	13	第2	4	(2)		技術審査段階での技術審査及び価格審査の評価基準と、入札時の落札者選定基準は同一の基準でしょうか。	入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
81	質問	入札参加者の審査及び選定	13	第2	4	(2)		落札者選定基準に「1)価格②維持管理費」とありますが、維持管理費として計上する(評価の対象となる)費用として、要求水準書(案)に記載されている「④イ定期修繕、エ大規模修繕」も含まれるのでしょうか。	入札公告時に示します。
82	意見	入札参加者の審査及び選定	13	第2	4	(2)		落札者の選定基準として、総合評価方式ということであれば、事業者の貴市における過去工事成績点、優良工事表彰等を評価点として設定いただくことを要望します。	ご意見として承ります。
83	質問	落札者選定基準	13	第2	4	(2)	2)	技術④その他積極的な提案等とは、どのような提案でしょうか。具体的にご教示ください。	その他積極的な提案等とは、入札公告時に公表する落札者決定基準の評価項目に含まれない提案内容を想定しています。
84	意見	落札者選定基準	13	第2	4	(2)	2)	本事業は浸水対策上重要でかつ長期に亘る事業であることから、落札者選定基準(技術)に提案事業者の実績や信用度等を加えて下さることを要望します。	ご意見として承ります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
85	質問	技術提案	13	第2	4	(2)	2)	①	設計・施工工期の短縮とは、設計期間、施工期間のそれぞれの期間が対象となるのでしょうか。それとも合計の期間が対象となるのでしょうか。	設計・施工の合計の期間を対象とする予定です。
86	質問	落札者選定基準	13	第2	4	(2)	3)		「その他積極的な提案」とは、いわゆる独立採算を基本とする附帯事業ではなく、本事業の業務に直接関わる内容との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	質問	選定方法	13	第2	4	(3)			今回の参加グループが1チームで競争原理が働かなくても成立するのでしょうか？	本市が求める要件（技術及び価格）を満足する場合には、問題ありません。
88	意見	選定方法	13	第2	4	(3)			事業者の過去工事实績等や工事評価点等を落札者選定に含める検討をお願い致します。	ご意見として承ります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
89	質問	技術審査及び価格審査	13	第2	4	(3)	1)	低入札価格調査手続要綱の第3条に、「総合評価落札方式を適用するものに係る入札については、低入札価格調査の対象として調査基準価格を設定するものとする」とあります。本件は、低入札価格調査の対象工事でしょうか。	低入札価格調査の対象工事とする予定です。詳細は入札公告時に示します。
90	質問	技術審査及び価格審査	13	第2	4	(3)	1)	低入札価格調査の対象工事の場合、調査基準価格、失格基準価格は設定されるでしょうか。	入札公告時に示します。
91	質問	価格審査	13	第2	4	(3)	2)	入札価格及びその内訳は、提出した見積書、改善見積書に制約されない（金額・内訳について、金額の完全な整合性は問われない）との理解でよいのでしょうか。異なった場合は評価されないのでしょうか。	No. 45の回答を参照ください。
92	質問	技術審査及び価格審査手順	13	第2	4	(3)	2)	総合評価委員が技術審査だけでなく、価格審査も同時に実施するのでしょうか。入札公告時には具体的な審査フローをご提示頂けるのでしょうか。	入札公告時の落札者決定基準（案）に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
93	質問	入札参加者の審査及び選定	13	第2	4	(4)	1)	「審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる」とのことですが、公表対象の提案内容は、入札参加者に事前に通知することを、また入札参加者から正当な理由での非公表願いに対応することをお認めいただけますでしょうか。	技術提案内容を公表する場合には、事前に通知し、必要に応じて協議を行います。また、後者のご質問については、ご理解のとおりです。
94	質問	技術対話	14	第2	4	(3)	3)	技術対話において、要求水準書案、工事請負契約書案、維持管理契約書案等の内容協議及び、協議結果に基づく条文の変更等は想定されているのでしょうか。	技術対話の目的は、要求水準書で求める性能・要件の事業者理解に齟齬がないかどうかを双方で確認するために実施するものです。このため、各種契約書に関する協議は予定していません。
95	質問	見積書の改善について	14	第2	4	(3)	4)	技術提案・仕様等について改善要望があった時のみ改善見積書の再提出が求められるのでしょうか。(技術提案・仕様に変更がない場合でも見積書の改善要望ありうるのでしょうか。)	技術提案・仕様等に変更がない場合でも改善見積書の提出を求める場合があります。
96	意見	提出書類の取扱い・著作権等	14	第2	4	(4)	1)	著作権について、審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができます」とありますが、事前に公表内について、入札参加者に提示、合意を得て頂きますようご配慮下さい。	No. 93の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
97	質問	技術審査及び価格審査の提出書類	15	第2	5	(2)		技術提案書提出及び改善技術提案書のボリュームについてご教示願います。(図面、提案書の枚数はどの程度になり、製本部数はどの程度になりますでしょうか。)	入札公告時に示します。
98	質問	技術審査及び価格審査の提出書類	15	第2	5	(2)		提出見積書の内訳項目は内訳明細書迄必要でしょうか。あるいは神戸市における一般競争入札で提出を求められている「土木工事については実施設計書の「実施設計工事費内訳表」に掲げる分類」の考えでよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
99	意見	基本協定	16	第2	6	(1)		基本協定書では、落札者グループ各企業の役割分担を定義し、債務不履行時のペナルティなどを規定されるものと思料します。債務不履行時のペナルティについて、担当業務をまたぐ形で連帯責任を負わせる規定は参加者の制約となりますのでそのような規定を設けないでいただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
100	確認or質問	落札者決定後の手続き	16	第2	6	(3)		「維持管理事業者と維持管理業務に係る委託契約を随意契約予定である。」とありますが、契約取り止めとなる可能性があるのでしょうか。その場合の条件はどのようなもののでしょうか。 本委託契約が2頁 2) ①の「雨水ポンプ場の維持管理業務(包括的民間委託)」に該当するという事でよろしいのでしょうか。	維持管理業務委託契約に対して、原則契約の取止めは想定していません。しかし、本市が予見できない不測の事態が発生した場合には、随意契約できない場合もあります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
101	質問	想定されるサービスの水準・仕様	17	第3	1			「要求水準書等」とは要求水準書以外に何を示しているのかをご教示ください。	基本協定書、各種契約書、質疑回答書等、本事業に係る資料一式を指します。	
102	意見	責任分担及びその考え方	17	第3	2	(1)		”設計・施工業務及び維持管理業務等に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとする”とありますが、本事業はDB+0スキームであり、設置、管理者としての責任は市が負担し、事業者は請負契約、委託契約の中での責任を負担する、との考え方の明記をお願い致します。	当該実施方針(案)に示す内容を補則するものとして、入札公告時に示す契約書等があります。このため、実施方針(案)の記載の変更は行いません。	
103	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	9	本事業に係るリスク分担表(案)No.9の「上記以外のもの」とは、どのような制度・法令変更が考えられますでしょうか。	一例としては、労働安全衛生法の改正などを想定しています。
104	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	15	竣工後、事業者運用中の20年間は事業者が瑕疵を担保しなければならないという意味でしょうか。	契約不適合責任については、入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
105	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	16	本事業に係るリスク分担表(案)No.16において、「施設の劣化」について、リスク負担者が事業者となっていますが、どのような施設の劣化を想定しておられますでしょうか。	施設・設備に係る性能低下を伴う劣化を想定しています。
106	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	20	事業者に帰責する第三者からの損害とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	このリスクについては、様々な事象が想定されますが、例えば、門の施錠忘れ、柵のバー破損等により、侵入者による本施設の破損などを想定しています。
107	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	23	本事業に係るリスク分担表(案)No.23において、「事業者が行う業務(調査, 設計, 工事, 維持管理等)に関する住民反対運動, 要望等によるもの」について、リスク負担者が事業者となっていますが、どのような場合を想定しておられますでしょうか。事業者が行う業務であっても適正に遂行している以上、本事業に関するリスクとして、No.22同様に市が負担されるものではないでしょうか。	本事業に関するものとは、当該地域の浸水対策計画に関する住民反対運動、訴訟、要望等を指します。 事業者が行う業務に関するものとは、調査、設計、工事、維持管理等において発生した騒音、振動、臭気、その他の不具合(地下水位低下等)に関する住民反対運動、訴訟、要望等を指します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
108	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	24	本事業に係るリスク分担表(案)No.24において、「事業者が行う業務(調査,設計,工事,維持管理等)に起因する環境の悪化」について、リスク負担者が事業者となっておりますが、どのような場合を想定しておられますでしょうか。事業者が行う業務であっても適正に遂行している以上、本事業に関するリスクとして、No.22同様に市が負担されるものではないでしょうか。	No.107の回答を参照ください。
109	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	30	本事業に係るリスク分担表(案)No.30において、「天災・・・人為的・・・等,通常予見可能な範囲以外のものにより生じる費用増加又は損害,修復のため事業実施に遅延,中止等によるもの」について、事業者も従たるリスクを負担することになっていますが、このような不可抗力の場合には、市において負担いただくべきものではないでしょうか。また、負担者欄では市が主たるリスクを負担することになっていますが、※3の内容では、一定額までは事業者が一次的にリスクを負担することになってしまっていますが、どのような想定・計算により見積りを行うことを想定されているか、ご教示をお願いいたします。	不可抗力に対する事業者の一部負担の考え方は、原則として公共工事標準請負契約約款に準拠することを予定しています。詳細は入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
110	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	31	本事業に係るリスク分担表(案) No.31において、「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの」について、事業者も従たるリスクを負担することになっていますが、No.17及びNo.61に準じて、市において負担いただくべきものではないでしょうか、	リスク分担表(案)のNo.31は、削除します。
111	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	48	本事業に係るリスク分担表(案) No.48の「関係機関との調整・協議により、技術提案時に推察できる要求事項により変更が生じたもの」について、リスク負担者が事業者となっているが、どのような変更を想定されておられますでしょうか。また、「推察できる」「推察できない」の判断基準についてご教示・例示をお願いいたします。	本市が行う関連機関協議における協議結果及び関連機関からの指示事項を基に推察できるものを「推察できる要求事項」、推察できないものを「推察できない要求事項」としてご理解ください。
112	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	55	本事業に係るリスク分担表(案) No.56の「電気・ガス等の供給停止に関するもの」について、事業者が主たるリスクを負担することになっているが、不可抗力であり、※4に記載されている自家発電設備等で発生した費用(合理的な見積困難)については、市において負担いただくべきものではないでしょうか。また、「通常対応可能」か否かの判断基準についてご教示・例示をお願いいたします。	通常対応可能な範囲とは、年間当たり数時間から数日間を想定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
113	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	56	本事業に係るリスク分担表(案)No.56の「薬品や電気・ガス等の使用量の変動」について、事業者がリスクを負担することになっていますが、どのような場合を想定しておられますでしょうか。薬品等の変動については、事業者側で合理的な見積りは困難であり、市において負担していただくべきものではないか。	入札公告時に示します。
114	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	59	本事業に係るリスク分担表(案)No.59の「施設・設備等の老朽化、コスト増大」について、事業者がリスクを負担することになっていますが、どのような場合を想定しておられますでしょうか。	老朽化に伴う信頼性の低下などを考慮した点検頻度、運転時の人的補助などの負担の増加を想定しています。
115	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	63	本事業に係るリスク分担表(案)No.63の「陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト」については、事業者がリスクを負担することになっていますが、どのような場合を想定しておられますでしょうか。	陳腐化やラインナップ刷新による維持、補修部品の供給停止に対応する代替品の使用コストなどを想定しています。
116	質問	想定されるリスクの分担	17	第3	2	(2)	添付資料2	64	本事業に係るリスク分担表(案)No.64の「終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの」については、事業者がリスクを負担することになっていますが、どのようなものを想定しておられますでしょうか。	引継業務や廃棄物の処理・処分費等を想定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
117	質問	契約保証金	17	第3	3	(2)		ただし、～以降に記載の「保険会社」については、取引のある大手銀行との履行保証保険の契約でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
118	質問	維持管理段階	18	3	4	(2)		モニタリング結果にともなう改善項目について、万一大規模な修繕、改築に伴う事象が生じた場合には費用に関する協議機会の設定は可能でしょうか。（貴市との費用を分担する場合も想定頂きたいと考えます。）	モニタリング結果により、大規模な修繕や改築が必要になった場合には、協議の機会を設けます。
119	質問	設計・施工段階	18	第3	4	(1)		「技術提案書に示した内容等」とのご記載ですが、技術提案書以外に何を対象としているのかをご教示ください。	「技術提案書に示した内容」に修正します。
120	質問	建設時	18	第3	4	(1)	2)	「本市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、～」とありますが、貴市の要求した性能とは、要求水準書で定められる要件及び技術提案書に示した内容と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
121	質問	貴市による事業の実施状況の確認	18	第3	4	(1)	2)	事業者は定期的に貴市から施工状況等の確認を受けることとありますが、施工途中での段階確認の頻度はどのようにお考えでしょうか。	各工種の基準、仕様書等に準じます。
122	質問	貴市による事業の実施状況の確認	18	第3	4	(2)		維持管理業務のモニタリングの頻度、方法について、どのような想定かご教示ください。	要求水準書(案)に示すとおりです。
123	質問	性能未達	19	第3	4	(1)	3)	本事業では、事業者に対して雨水ポンプ場の性能保証が付されているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	質問	本市による事業の実施状況の確認	19	第3	4	(3)		「事業終了後も本事業の対象施設を継続して使用する」、また「事業期間終了時において、・・・性能を満足する状態に保持しなければならない」とのことですが、継続使用の予定年数をご教示ください。	事業期間終了時の施設の状態は、要求水準書(案)の第6の2項の(3)を参照ください。 継続使用の予定年数により、制限を設けているものではありません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
125	質問	事業終了時の措置	19	第3	4	(3)		「事業期間終了時において、本事業の対象施設について要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。」との要求ですが、要求水準書の記載内容を全て満足するという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
126	質問	性能未達時の損害賠償等	19	第3	4	(4)		性能未達時の損害賠償を公告時にお示しいただくこととされていますが、モニタリングによる要求水準未達が相当程度生じた場合、まず一定の違約金を課し、実損が生じた場合にはその違約金と相殺できる損害賠償を課するという規定が一般的であると思料します。本事業での損害賠償規定についてお考えをお示しください。	入札公告時に示します。
127	質問	性能未達の場合等の損害賠償等	19	第3	4	(4)		入札公告時の契約書(案)による、とありますが、具体的な内容をご提示下さい。	入札公告時の工事請負契約書(案)に示します。
128	質問	本事業の計画概要	19	第4	2			計画雨水量について約5.7m ³ /秒とありますが、計画雨水量は事業者提案とのことでしょうか。	計画雨水量は、事業者が提案する管路計画(管径、勾配、粗度係数等)に影響を受けますので、事業者の提案値となります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
129	意見	情報公開及び情報提供	22	第7	2			現場説明会等は実施されないのでしょうか。	No. 33の回答を参照ください。
130	質問	契約構造図	25					維持管理企業はJV構成員に含めなくて良いのでしょうか。	実施方針(案)の第2の3項の(1)の③に示すとおりです。維持管理を行う企業の役割を他の構成企業が兼務しない場合には、共同企業体に含めてください。
131	質問	添付資料1 契約構造図	25					契約構造図内に建設コンサルタントの記載がありませんが、設計を委託する場合でも、P. 11 3)に示された条件を満たせば当該建設コンサルタントは協力企業の位置付けでグループ組成、入札に参画できるとの理解で宜しいのでしょうか。	No. 49の回答を参照ください。
132	質問	添付資料1 契約構造図	25					契約構造図では維持管理事業者はプラントメーカーが維持管理契約の契約者となっていますが、プラントメーカーと維持管理企業が共同で、またはプラントメーカー以外の維持管理企業が単独で維持管理業務委託契約を締結できるとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
133	質問	添付資料1 契約構造図	25					ゼネコンは維持管理業務委託契約当事者となる必要はないと考えてよいでしょうか。	必ずしもゼネコンが維持管理業務委託の契約当事者となる必要はありません。
134	質問	添付資料1 契約構造図	25					プラントメーカー以外が維持管理業務の代表企業となる場合、工事請負契約の当事者（JVメンバー）である必要がありますか。	No. 130の回答を参照ください。
135	意見	添付資料2 リスク分担表	27					「市の帰責事由による」という表現を、第三者の帰責事由も加えるため、「事業者の帰責事由によらないことが明らかな」への変更を要望します。	変更は行いません。
136	質問	添付資料2 リスク分担表	27					提案・協議の上で損害賠償保険を付保しますが、貴市が想定する保険による賠償額の下限がありましたらご教示下さい。	下限値は想定していません。
137	質問	添付資料2 リスク分担表	27	12				29頁※1に「制度の内容に合わせて適切な負担者を決定する」とありますが、負担者の決定プロセスをご教示ください。	制度の内容に合わせて本市及び事業者との協議の上、負担者を決定します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
138	質問	添付資料2 リスク分担表	27	15				瑕疵担保期間についてご教示ください。	契約不適合責任については、入札公告時に示します。
139	意見	添付資料2 リスク分担表	27	16				施設の劣化によるものは事業者負担となっておりますが、経年劣化など必ずしも事業者のみの負担とはいいがたい事態も予想されるため、市との協議にさせていただきたいと思えます。	施設の劣化に伴う第三者賠償のリスクは、事業者のリスクとします。第三者賠償に繋がるような経年劣化については、保守点検業務により事前に兆候を察知し、適時必要な措置を講じてください。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市がリスクを負います。
140	質問	添付資料2 リスク分担表	27	17				「計画雨水量以上の流入を伴う降水」とありますが、計画雨水量とは要求水準記載の5.70m3/秒と考えてよろしいでしょうか。	No. 128の回答を参照ください。
141	意見	添付資料2 リスク分担表	27	17				本事業の計画雨水量の明示を要望します。	No. 128の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
142	意見(質問)	添付資料2 リスク分担表	27	17				計画雨水量以上の流水を伴う降雨によって生じる第三者賠償は市の負担となっているが、計画雨水量未滿の降雨によって生じる第三者賠償に対して、事業者が要求水準を満たし、適切な管理運営を行っていることが計測データ等で立証できれば事業者負担とならない、との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	質問	添付資料2 リスク分担表	27	17				要求水準書案(p40、第4 1 (2))において計画雨水量(5.7m ³ /秒)は参考値として提示され、事業者が行う管路計画によって数値が変更する可能性がある、とされている。リスク分担において、計画雨水量は参考と提示されている数値(5.7m ³ /秒)が基準となるのか、事業者提案による数値となるのか、考え方をご教示下さい。	計画雨水量は、事業者提案による数値となります。
144	質問	添付資料2 リスク分担表	27	17				「要求水準書案(p40、第4 1 (2))において計画雨水量(5.7m ³ /秒)が提示されており、対応する計画降雨強度は49mm/hである。この場合、例えば、80mm/0.5h(降雨強度40mm/hに相当)の雨が降った場合、ポンプ能力を超えた雨水量がポンプ場に流入することになり、浸水が発生することになると思われるが、このような場合には、第三者賠償は市の負担となるという理解で良いでしょうか。	計画雨水量は、雨水ポンプ場までの流達時間により数値が変わります。このため、単純に30分間当たりの降雨強度が80mmという数値想定を基に、計画雨水量を超える、超えないの判断はできません。従って、計画雨水量に関する第三者賠償のリスクは、事業者が設置する各種計測器の記録、放流先の水位、ポンプの運転状況、運転時間、神戸地方気象台データ等を総合的に検討し、負担者を決定します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
145	意見	添付資料2 リスク分担表	27	17				また、上記質問 (No. 28) のように、降雨強度が49mm/h以下の場合でも浸水の可能性が予測されるならば、市と事業者のリスク分担の考え方として、例えば、降雨強度が30mm/h (60mm/0.5hに相当) 以上の場合は市の負担とし、30mm/h以下の場合は事業者の負担とする、といった第三者賠償の考え方が適切と考えます。	No. 144の回答を参照ください。
146	質問	添付資料2 リスク分担表	27	17				計画雨量による流入による第三者賠償について、設計潮位以上の高潮位による流下能力の低下に起因する場合についての考え方をご教示下さい。	No. 144の回答を参照ください。
147	質問	添付資料2 リスク分担表	27	18				事業者に帰責の無い第三者賠償に対し、事業者負担となる事例が想定できません。具体的な事例をお示し下さい。	複合的な要因で賠償責任が生じた場合などを想定しており、本市及び事業者との協議の上、負担者を決定します。
148	質問	添付資料2 リスク分担表	27	18				29頁※2に「発生事象を把握した上で適切な負担者を決定する」とありますが、負担者の決定プロセスをご教示ください。	発生した事象を把握した上で、本市及び事業者との協議の上、負担者を決定します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
149	質問	添付資料2 リスク分担表	27	20				事業者帰責によって生じる第三者からの損害について、具体的にどのような事態が想定されているかご教示下さい。	No. 106の回答を参照ください。
150	質問	添付資料2 リスク分担表	27	21				事業者に帰責の無い第三者からの損害に対し、事業者負担となる事例が想定できません。具体的な事例をお示し下さい。	複合的な要因で賠償責任が生じた場合などを想定しており、本市及び事業者との協議の上、負担者を決定します。
151	質問	添付資料2 リスク分担表	27	22, 23				「住民対応」の、No.22とNo.23との責任分界点が不明確と思われます。事業者が行う業務も市の了解の元により行うと考えますが如何でしょうか。	No.23は、事業者が行う業務の不備や要求水準未達等に起因するものを想定しています。
152	質問	添付資料2 リスク分担表	27	22, 23				住民対応について、本事業に関するものと事業者が行う業務の違いをご教示下さい。	本事業に関するものとは、当該地域の浸水対策計画に関する住民反対運動、訴訟、要望等を指します。 事業者が行う業務に関するものとは、調査、設計、工事、維持管理等において発生した騒音、振動、臭気、その他の不具合（地下水位低下等）に関する住民反対運動、訴訟、要望等を指します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
153	意見	添付資料2 リスク分担表	27	23				維持管理に伴う業務において発生する住民反対、苦情対応は基本的には事業者が行いますが、長期化あるいは震災等不測の事態においては貴市の支援を頂きたいと考えます。	住民対応、苦情等については、基本的に本市も支援します。また、不測の事態においては、不可抗力としてリスクを処理します。
154	質問	添付資料2 リスク分担表	27	24				環境の悪化とは、環境関連法令を逸脱した状態と解釈してよいでしょうか。	環境関連法令で定められている項目については、ご理解のとおりですが、例えば地下水位の低下による近隣の井戸枯れなどは法令で定められた項目ではありません。この点については、要求水準書(案)を参照してください。
155	意見	添付資料2 リスク分担表	27	24				維持管理に伴う業務において発生する環境問題は基本的には事業者が行いますが、震災等不測の事態に起因する場合は貴市の支援を頂きたいと考えます。	震災等不測の事態発生時に、本市は支援を行います。
156	意見	物価変動	27	25				インフレやデフレによる影響や、人件費を含む物価変動など、市あるいは事業者の責によらない事由による事業費用に変動が生じた場合は、追加精算させて頂くことを要望します。 あくまで事業者負担となる場合、リスク回避のために事業費を大きく見込む必要が出てきます。	ご意見として承ります。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
157	質問	添付資料2 リスク分担表	27	25				29頁※3に「一定の金額までを事業者負担」とありますが、金額の上限設定を入札公告までに設定願います。 また、物価スライド条項は適用されるものと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
158	質問	添付資料2 リスク分担表	27	25				物価変動については、神戸市の条項に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
159	質問	添付資料2 リスク分担表	28	27, 29				物価変動については、維持管理を含め工事についても期間が長くなるものと想定されますので、契約金額の適正な見直しをお願い致します。また、原料・ユーティリティについて、単価の変動は事業者負担とするのではなく、指標を定め、適正に貴市との間で契約金額に対する見直しが行われるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
160	質問	添付資料2 リスク分担表	28	30, 31				「不可抗力」の、No.30、No.31の※3の記載内容で、「一定の金額までを事業者の負担」とありますが、具体的な割合（金額）はどの位でしょうか。	No. 109とNo. 190の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
161	質問	添付資料2 リスク分担表	28	30				No. 30に関して、コロナウィルスのような病的災害も本リスクに含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	質問	添付資料2 リスク分担表	28	30				「計画雨水量以上の流入を伴う降水」について、No. 30※3においては一定の金額まで事業者側の負担となっておりますが、第三者賠償については、No. 17にて御記載の貴市リスクと考えてよろしいでしょうか。	ご質問は、No. 30ではなく、No. 31と理解します。 No. 190の回答を参照ください。
163	質問	添付資料2 リスク分担表	28	30				不可抗力において、御想定されている異常天災の定量的な閾値について御教示願います。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（平成11年12月22日 改正）に準じて不可抗力を定義しています。 また、具体的な数値は、災害手帳（（一社）全日本建設技術協会）によるものとします。
164	意見	添付資料2 リスク分担表	28	30				天災には疫病の流行等も含まれると考えます。また、「一定の金額まで事業者負担」とありますが、金額の上限設定を入札公告までに設定いただくことを要望します。	No. 109とNo. 161の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
165	意見	添付資料2 リスク分担表	28	30				「天災、人為的等、通常予見可能な範囲外のものに生じる費用増加または損害、修復のため事業実施に遅延、中止等によるもの」は、市の負担としていただきたくお願いします。	No. 109の回答をご参照ください。
166	意見	添付資料2 リスク分担表	28	31				29頁※3に「一定の金額までを事業者負担」とありますが、金額の上限設定を入札公告までに設定いただくことを要望します。	No. 109の回答をご参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
167	質問	添付資料2 リスク分担表	28	33, 34				実施設計時の調査で入札段階では想定できない汚染土壌等が見つかった場合は貴市のリスク負担と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	質問	添付資料2 リスク分担表	28	36, 38				No.36, 38に関しまして、「他事業者」とは何を想定しているかご教示下さい。	本事業に関連する事業者以外を想定しています。例えば、各施設管理者です。
169	質問	添付資料2 リスク分担表	28	39				契約後の測量、地質調査、実施設計において、提案時点では想定できない条件変更が必要となり、数量等の変更が生じた場合は設計変更協議の対象となるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	質問	添付資料2 リスク分担表	28	42, 43				No. 42, 43建設段階の工事遅延について、市の帰責事由と事業者の帰責事由の違いを具体的にご教示ください。	市の帰責事由とは、市の提示条件、指示の不備変更によるもの、他事業者との調整や住民要望による想定外の変更に起因するものを指します。 事業者の帰責事由とは、事業者の提案内容、設計及び施工業務の不備・変更によるものを指します。
171	質問	添付資料2 リスク分担表	28	42, 43				貴市・事業者いずれにも帰責理由がない（JR等との調整など）リスクは貴市負担と考えますが宜しいでしょうか。	JR等との調整による工事遅延は、実施方針（案）の第2の4項の（2）に示す技術評価結果に影響がある場合もあるため、リスクNo. 47, 48のリスク分担に基づき、適切に負担者を設定します。 また、併せてNo. 111の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
172	質問	添付資料2 リスク分担表	28	45, 46				No. 45. 46建設段階の工事費増大について、市の帰責事由と事業者の帰責事由の違いを具体的にご教示ください。	No. 170の回答をご参照ください。
173	意見	添付資料2 リスク分担表	28	48				「技術提案時に推察できる要求事項」とのご記載は曖昧であると思慮いたします。より具体的なご記載を希望します。	No. 111の回答を参照ください
174	質問	添付資料2 リスク分担表	29	※3				「(前略)一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。」とありますが、一定の金額とは固定の金額でしょうか、それとも比率計算での算出額でしょうか。	No. 109の回答をご参照ください。
175	質問	添付資料2 リスク分担表	29	※3				詳細なリスク負担については、入札公告時に公表する契約書案において提示する、とありますが、契約書案とは何を指すのでしょうか。基本協定案、工事請負契約書案、維持管理契約書、要求水準書案各々において、条文記載されるのか、あるいは別途、事業契約書案が作成され、提示されるとの理解で良いでしょうか。	工事請負契約書(案)及び維持管理業務委託契約書(案)において示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
176	意見	添付資料2 リスク分担表	29	※3				「一定の金額までを事業者の負担～」とあり、詳細については公告時に提示するとありますが、現時点ではどの程度を想定しているかご教示をお願いします。(例えば、公共工事請負約款に準拠し、事業者は損害額の1/100未満まで負担し、それを超える場合は市の負担、等)	No. 109の回答をご参照ください。
177	質問	添付資料2 リスク分担表	29	53, 54				貴市・事業者いずれにも帰責理由がない場合のリスクは貴市の負担と考えますが宜しいでしょうか。	本市と事業者との協議の上、決定します。
178	意見	添付資料2 リスク分担表	29	55				※4の「通常対応可能な範囲」との記載は曖昧であると思慮致します。より具体的なご記載を希望します。	No. 112の回答を参照ください。
179	質問	添付資料2 リスク分担表	29	56				No. 56に関して、薬品や電気・ガス等の料金変動については神戸市殿の負担という認識で良いでしょうか。	入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
180	質問	添付資料2 リスク分担表	29	56				「薬品や電気・ガス等の使用量の変動」は事業者の負担とのことですが、「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの」の場合は、貴市の負担への変更をお認めいただけるでしょうか。	No. 113の回答を参照ください。
181	質問	添付資料2 リスク分担表	29	56				「薬品や電気・ガス等の使用量の変動」は事業者の負担とのことですが、「不可抗力によるもの」の場合は、一定の金額までは事業者、それを越えるものについては貴市の負担への変更をお認めいただけるでしょうか。	不可抗力によるものは、リスク分担表(案)のNo. 30に基づき、適切な負担者を決定します。
182	質問	添付資料2 リスク分担表	29	56				モニタリングなど貴市指示事項、設備要求水準変更等による設備、仕様変更に伴い薬品、電気、ガス、燃料等の変動が発生した場合は、委託費の変更(増額等)可能でしょうか。	本市及び事業者との協議の上、決定します。
183	質問	添付資料2 リスク分担表	29	57				事業者が新設した施設・設備等に対する瑕疵担保期間をご教示ください。	契約不適合責任については、入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
184	質問	添付資料2 リスク分担表	29	58, 59				想定外の流入物による施設の破損に関するリスクは、貴市負担と考えますが宜しいでしょうか。	本市及び事象者との協議の上、負担者を決定します。
185	質問	添付資料2 リスク分担表	29	61				計画雨水量未満の流入であっても、降雨日数の増大等により運転回数が増加した場合の維持管理費の増大は、貴市負担と考えますが宜しいでしょうか。	No. 113の回答を参照ください。
186	質問	添付資料2 リスク分担表	29	63				「陳腐化による変更コスト、新技術採用に係るコスト」は事業者の負担とのことですが、「技術提案時、及び実施設計段階で预见できるものに限り、事業者の負担」への変更をお認めいただけるでしょうか。急速で预见不可能な技術革新への対応は困難と考えます。	陳腐化による変更及び新技術採用については、事業者の要望が前提となり、本市から指示等を行うことはありません。具体的には、陳腐化等により、事業者が提案時に想定していた事業費よりも割高になると事業者が判断し、自ら新技術等への変更を要望する場合のコスト負担として理解してください。
187	質問	添付資料2 リスク分担表	29	63				陳腐化による変更や新技術採用については事業者の判断によるものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 実施方針(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	実施方針(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
188	質問	添付資料2 リスク分担表	29	64				終了手続きに伴う諸費用に関して、具体的内容をご教示ください。	No. 116の回答をご参照ください。
189	質問	添付資料2 リスク分担表	29	65				事業終了時の要求水準（引渡条件）についてご教示ください。	要求水準書（案）の第6の2項の（3）を参照ください。
190	質問	添付資料2 リスク分担表	27, 28, 29					「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの」は、No.17、No.61は市負担ですが、No.31は双方となっている理由はなぜでしょうか。	リスク分担表（案）のNo. 31は、削除します。
191	意見	添付資料2 リスク分担表	27, 29					「計画雨水量以上の流入を伴う降雨によって生じるもの」に関しまして、リスクの種類である「第三者賠償」と「不可抗力」の負担者が異なる理由をご教示下さい。 また、不可抗力にて発生したリスクに関しまして、事業者負担を除外して頂くご検討をお願い致します。	No. 190の回答をご参照ください。